

自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)が締結される場合を除き、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。

記

1 貸付物件

施設名称	西尾市総合体育館	西尾市きららテニスコート
所在地	西尾市小島町大郷1番地1	西尾市吉良町駒馬大手1番地
設置場所	1階ロビー 幼児体育室前 2階ロビー	施設内指令室付近
貸付面積	10.5 m ²	2 m ²
設置台数	5台	1台
合計台数		6台

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。
(ただし、西尾市総合体育館については令和8年6月15日から令和8年11月9日の間は貸付期間外とする)